

令和元年7月8日

九州産業保安監督部

## 火薬類取締法違反に対する嚴重注意を行いました

九州産業保安監督部は、三菱マテリアル株式会社(法人番号 6010001023786)東谷鉦山の鉦山長及び火薬類製造保安責任者に対し、令和元年7月8日に火薬類取締法違反について嚴重注意を行いました。

### 1. 概要

#### (1) 経緯

福岡県北九州市小倉南区に所在する三菱マテリアル株式会社東谷鉦山は、平成30年12月13日から15日の間、既に廃止した火薬類製造設備を、火薬類取締法の許可を受けることなく設置・稼働させ、火薬類(硝安油剤爆薬)を製造しました。

本件は、平成31年4月11日、事業者とのヒアリングの際に判明しました。

このため、九州産業保安監督部は、三菱マテリアル株式会社東谷鉦山に対し立入検査を実施するとともに、平成31年4月23日に火薬類取締法第42条に基づく報告徴収を求め、令和元年5月15日、許可を受けることなく火薬類を製造した経緯、原因及び再発防止対策について、東谷鉦山長から当部に報告がなされました。

#### (2) 法令違反の内容

①許可を受けることなく製造設備を設置し、稼働させた。

火薬類取締法第10条第1項

②製造設備が許可を受けないで変更されることがないように監督していなかった。

火薬類取締法第32条第1項に基づく火薬類取締法施行規則第70条の2

### 2. 当部の対応

当部は、令和元年7月8日、三菱マテリアル株式会社東谷鉦山の鉦山長及び火薬類製造保安責任者に対し、火薬類取締法令を遵守し、再発防止対策の徹底等の保安確保のために万全の措置を講ずるよう嚴重注意しました。

また、当部は提出された再発防止策の実施状況について今後、立入検査等にて確認することとしています。

(お問い合わせ先)

九州産業保安監督部保安課長 小串昌則

担当者:大坪、向井

電話:092-482-5527